

# Q&A 集

女性の健康に関する連携体制構築に係るモデル事業

令和 8 年 4 月

事務局 PwC コンサルティング合同会社

---

本 Q&A 集は、令和 8 年 3 月 4 日の自治体説明会で寄せられた質問、および  
公募要綱に関して想定される質問を整理したものです。

公募要綱、様式 1・2 と併せてご参照ください。

## 目次

---

1. 事業内容に関する Q&A (Q1-1～Q1-7)
2. 費用・経費に関する Q&A (Q2-1～Q2-4)
3. 応募手続き・提出書類に関する Q&A (Q3-1～Q3-3)
4. 審査・採択に関する Q&A (Q4-1～Q4-2)
5. 採択後の流れに関する Q&A (Q5-1～Q5-4)
6. その他の Q&A (Q6-1～Q6-2)



## 1. 事業内容に関する Q&A

---

### Q1-1. 公募要綱に記載の 8 つの事業内容は、全て実施する必要がありますか。

- A. 全てを網羅的に実施する必要はありません。地域の実情に応じて優先度を付けて取り組むことができます。ただし、「協議会の開催」および「事例集の作成への協力」は共通要件として全ての採択自治体に求めます。情報提供シートには、取り組む項目とその優先度を明示してください。

### Q1-2. 相談窓口は自治体（市町村・保健所）が直接設置する必要がありますか。病院等に協力を依頼することは可能ですか。

- A. 相談窓口は、自治体が直接設置することに限りません。健康増進法の健康増進事業を基本とし、自治体（市町村、保健所）をイメージしていますが、体制によって医療機関や NPO 等への相談対応等に係る協力を依頼することも考えられます。地域の実情に応じた設置方法を検討してください。

### Q1-3. 相談件数の目標値は設定する必要がありますか。

- A. 目標値の設定は必須ではありません。ただし、目標を設定されると取組の具体性が伝わります。

### Q1-4. 協議会の構成員に「医療機関の長やそれに準ずる者」が参画する必要がありますとのことですが、「準ずる者」とは具体的に誰を指しますか。

- A. 「医療機関の長」は院長、副院長等を想定しています。「準ずる者」は、診療科長、部長、センター長等の管理職相当の立場の方を想定しています。医療機関として組織的にコミットいただける立場の方であれば該当します。

### Q1-5. 「地域資源可視化リスト（仮称）」とは、どのようなものですか。

- A. 地域の女性の健康に関する相談窓口・医療機関・薬局・NPO 等の支援機関の情報を一覧化したリストです。相談者が自身の症状や悩みに応じた相談先を見つけやすくすることを目的としています。媒体は PDF、ウェブページ、アプリ等、地域の実情に応じて選択可能です。作成にあたっては事務局が支援します。

**Q1-6. 「市町村と都道府県との連携による支援機関のネットワークの構築」とは、具体的に何をすればよいですか。**

- A. 所在の都道府県と連携し、県域団体（医師会、産婦人科医会、薬剤師会等）との連携体制を構築することを想定しています。具体的な方法は地域の実情に応じてご検討ください。

**Q1-7. 事業の実施期間について、「実施通知後」とありますが、具体的にはいつ頃の開始を想定していますか。**

- A. 実施通知は令和8年6月上旬～中旬を目途に発出する予定です。事業の実施期間は実施通知後から令和9年3月31日までです。

## 2. 費用・経費に関する Q&A

---

### Q2-1. 費用は自治体が負担するのですか。

- A. 本事業に直接的に必要な経費は、原則として、事務局（PwC コンサルティング合同会社）が予算の範囲内で直接支払います。事務局が支払うことができない費用は、個別にご相談となります。

### Q2-2. 1 自治体あたりの予算の上限額はありますか。

- A. 1 自治体あたりの予算の上限額は一律に定めていません。採択された 4 自治体の事業計画の全体像を踏まえ、総額の範囲で相談していく形となります。

### Q2-3. 経費が発生する場合、どのような手続きが必要ですか。

- A. 経費が発生する見込みがある場合は、事前に事務局にご相談ください。事務局が内容を精査し、対象経費として認められるかを確認した上で、原則として、事務局が直接発注・支払いを行います。

### Q2-4. 経費は年度内であればいつでも使えますか。期限はありますか。

- A. 事業の実施期間は令和 9 年 3 月 31 日までです。経費の発生が見込まれる場合は、その都度事前に事務局にご相談いただき、原則として、事務局が直接支払いを行います。年度末の経費処理については、採択後に事務局から個別にご案内します。

### 3. 応募手続き・提出書類に関する Q&A

---

#### Q3-1. 同一都道府県内から複数の自治体に応募することはできますか。

- A. 原則として同一都道府県内で1自治体のみの応募としています。複数の市町村が参加を希望する場合は、都道府県が応募し、複数の管下市町村と共に参加構成を組む形をご検討ください。

#### Q3-2. 都道府県からの推薦状はどのような場合に必要ですか。

- A. 市町村が主体となって応募する際に必要です。都道府県が応募する場合は不要です。推薦状の様式は自由ですが、「03\_都道府県推薦依頼状テンプレート」をご活用ください。

#### Q3-3. 提出後に書類の差し替えや追加提出は可能ですか。

- A. 提出期限前であれば、差し替え・追加提出は可能です。その場合、メールの件名に「【差し替え】」と明記してください。提出期限後の差し替えは原則として受け付けません。

## 4. 審査・採択に関する Q&A

---

### Q4-1. 審査はどのように行われますか。

- A. 審査は提出書類に基づく書面審査により行います。ただし、応募内容について確認が必要な場合は、事務局から問い合わせを行うことがあります。

### Q4-2. 審査のスケジュールを教えてください。

- A. 審査は令和 8 年 5 月下旬～6 月上旬に実施し、6 月上旬～中旬を目途に採択の可否を通知する予定です。

## 5. 採択後の流れに関する Q&A

---

### Q5-1. 採択された後、最初に何が行われますか。

- A. 採択通知後 2 週間以内を目途に、事務局とのキックオフ面談を実施します。面談では事業計画の詳細確認、スケジュール調整、連絡体制の確認等を行います。

### Q5-2. 事務局からどのような「伴走支援」を受けられますか。

- A. 以下の支援を予定しています。
- (1) 事業計画の策定支援（たたき台の作成、自治体との協議）
  - (2) 定期打合せの実施（月 1 回以上、オンライン基本）
  - (3) 協議会の開催支援（構成員調整、アジェンダ作成、運営支援）
  - (4) 相談指導員向け講習会の実施（年 3 回程度）
  - (5) モデル自治体間の情報共有の場の開催（年 2 回程度）
  - (6) 実態調査、地域資源可視化リストの作成支援
  - (7) 事例集の作成に向けた情報整理の支援

### Q5-3. 応募時の事業計画は採択後に変更できますか。

- A. はい、採択後に事務局と協議の上、事業計画を調整・確定します。応募時の計画は「案」の位置づけであり、地域の実情や採択後の状況を踏まえて柔軟に変更可能です。

### Q5-4. モデル自治体間で情報共有する機会がありますか。

- A. はい、事務局が主催する「情報共有の場」を年 2 回程度開催する予定です（原則、オンライン）。各自治体の取組状況の共有、課題の協議、好事例の学び合い等を行います。

## 6. その他の Q&A

---

### Q6-1. 都道府県の役割は何ですか。

A. 都道府県の主な役割は以下のとおりです。

- ・ 県全体の女性の健康支援方針との整合性の確保
- ・ 県域団体（医師会、産婦人科医会、薬剤師会等）との調整
- ・ 本事業終了後の他の管内市町村への横展開の統括
- ・ 協議会へのオブザーバー参加（必要に応じて）

詳細は地域の実情に応じて、都道府県と市町村で調整の上決定してください。

### Q6-2. 本 Q&A に記載のない質問がある場合はどうすればよいですか。

A. 女性の健康に関する連携体制構築に係るモデル事業事務局（担当：杉浦）宛に、メール（jp\_cons\_r8\_women\_health@pwc.com）でお寄せください。

以上

---

【問合せ先】 jp\_cons\_r8\_women\_health@pwc.com